山口県山口市

1. 事業内容

担当課等	経済産業部　商工振興課 TEL：083-934-2812　FAX：083-934-2650
助成事業名	・起業化支援補助金（産業財産権出願費補助（創業時及び指定後 5 年まで））

2. 助成事業の内容

助成対象者	・外部有識者等を審査員とする起業化支援補助金交付審議会において、事業内容等を審査し、補助金指定業者となった事業者。 ・山口市内で起業して 6 ヶ月未満の事業者で、事業内容等が下記の要件を満たしていること。 ●主に事業者向けのサービス等を行う事業者で「日本産業分類」の大分類区分の内、以下の業種。 「製造業」、「情報通信業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「他に分類されないサービス業（政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く）」 ●その他市長が必要と認めた者
助成内容	・特許・実用新案、意匠、商標登録を出願する際の出願料、書類作成等の経費 ・申請できる期間：出願後 3 ヶ月以内。ただし、事業に直接関わるものに限り、創業前後 1 年以内に出願又は権利を取得したものにあっては、創業後 1 年を経過する日まで。 ・補助の対象となる期間：創業時及び指定された後から、創業後 5 年を経過する日までに実施した事業。
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	・実際に要した経費の 1/2 の額（100 円未満の端数切捨て）。上限 20 万円。 ・1 事業者に対し、特許・実用新案・意匠・商標につき、それぞれ 1 回限り。
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日
審査（選考）方法	・書類審査
申請に係わる必要書類等	・起業化支援補助金交付申請書に以下の書類を添付。 (1)前期の決算書（個人の場合は所得税確定申告書の写し）。指定申請と同時期の場合は不要。（決算未到来の事業者は収支予算書） (2)法人登記、定款、開業届出書など事業の内容が分かる書類（指定以後、事業内容などに変更のあった場合） (3)出願書の写し又はこれに代わる物 (4)受領書（出願番号通知）の写し又はこれに代わる物 (5)事業費支払い明細（別記様式第 6 号） (6)支払い領収書又はこれに代わる物 (7)滞納のないことの証明書又はこれに代わる物 (8)権利の取得に係る場合は登録書又はこれに代わる物 (9)その他市長が必要と認める書類
支払い方法等	・口座振込、窓口払い

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 2008 年：0 件 ・ 2009 年：0 件 ・ 2010 年：0 件　※産業財産権出願費補助の件数
応募件数	・ 2008 年：0 件 ・ 2009 年：0 件 ・ 2010 年：0 件
事業予算規模	・ 起業化支援補助金全体として計上
パンフ等の有無	・ 補助金全体のものは有

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・補助金を受けた事業者にあっては、補助事業完了後 2 年間は事業所を補助対象区域外へ移転してはならない。

6. 平成 23 年度の計画・予定等

計画・予定等	・変更なし